

厚総第1737号
平成30年3月8日

薬務課長 殿
各保健所長 殿
県立医療大学長 殿
病院局経営管理課長 殿

厚生総務課長
(公印省略)

臨床研究法の施行に伴う政省令の制定等について (通知)

このことについて、下記項目について、別添写しのとおり厚生労働省から通知があったので、了知願うとともに、各保健所長におかれましては、通知の内容について貴所所管の診療所等への周知をお願いいたします。

なお、各病院管理者及び各関係団体の長あて、別途通知していることを申し添えます。

記

	項目 (通知等の名称)	通知者	通知番号等
1	臨床研究法の施行に伴う政省令の制定について	厚生労働省医政局長	医政発 0228 第 10 号 平成 30 年 2 月 28 日
2	臨床研究法施行規則の施行等について	厚生労働省医政局 経済課長 厚生労働省医政局 研究開発振興課長	医政経発 0228 第 1 号 医政研発 0228 第 1 号 平成 30 年 2 月 28 日
3	臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について	厚生労働省医政局 研究開発振興課長	医政研発 0302 第 1 号 平成 30 年 3 月 2 日
4	臨床研究に用いる医薬品等の品質の確保のために必要な措置について	厚生労働省医政局 研究開発振興課長	医政研発 0302 第 5 号 平成 30 年 3 月 2 日

※ 各関係団体の長

一般社団法人 茨城県医師会長
一般社団法人 茨城県病院協会
公益社団法人 茨城県歯科医師会長
公益社団法人 茨城県薬剤師会長
いばらき治験ネットワーク事務局長